

建設業退職金共済証紙購入状況の確認について

建設業退職金共済制度は、短期間に複数の事業主の間を移動しながら働く建設労働者のための退職金制度で、本市でもこれら建設労働者の福祉を増進するため、この制度の促進を図っています。工事請負契約締結後、次の要項で建設業退職金共済証紙購入状況を確認します。

1 共済証紙購入状況の確認方法

- (1) 1件当たりの請負金額が130万円以上の工事を受注した建設業者は、建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書（発注者用）を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（以下「報告書」という。）を提出し、東松山市の確認を受けるものとする。
- (2) 工事の一部を下請業者に施工させ、当該下請業者が共済証紙を購入した場合には、その収納書も同時に貼付け確認を受けるものとする。

2 報告書の提出時期

- (1) 報告書は、工事請負契約締結後1か月以内に提出するものとする。
ただし、工事契約当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由があり、期限内に報告書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ東松山市に申し出たときはこの限りでない。
- (2) 前項ただし書の申し出は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出するものとする。
- (3) 第1項ただし書の申し出をした場合又は請負契約の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る報告書を工事完成時までに提出するものとする。
- (4) 第1項ただし書の申し出をした場合又は請負契約の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出するものとする。

3 共済証紙の購入額

- (1) 共済証紙については建設現場ごとの対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることに留意するものとする。
- (2) 共済証紙購入額の的確な把握が困難な場合は、勤労者退職金共済機構の定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考とし、対象工事における労働者の建設業退職金共済制度加入率を把握するものとする。

4 その他

- (1) 工事の一部を下請業者に施工させる場合には、次のことに配慮するものとする。
 - ①下請業者に対し共済証紙を現物交付し又は掛金相当額を下請代金へ算入するものとする。
 - ②下請業者の建設業退職金共済制度への加入及び共済証紙の購入、貼付の促進に努めるものとする。
 - ③下請業者の規模が小さく、建設業退職金共済制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めるものとする。
- (2) 130万円未満の工事についても共済証紙の購入に努めるものとする。
- (3) 工事に従事する労働者については、賃金を支払う都度、雇用日数に応じた共済証紙を共済手帳に貼付けるものとする。また、労働者の便宜を図るため、工事現場事務所での貼付に努めるものとする。
- (4) 共済証紙の受け払いを明確にするために、共済証紙受払簿及び共済手帳受払簿を備えるものとする。
- (5) 共同企業体（JV）で工事を請け負った場合の共済証紙の購入は、原則として各構成員の事業所がそれぞれの工事分担比率に応じて共済証紙を購入するものとする。
- (6) 現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に「この工事の元請事業主は建退共に加入しています」の標識（シール）を掲示するものとする。

(様式第1号)

年 月 日

東松山市長 宛て

所在地又は
住 所

商号又は
名 称

代表者氏名

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

次のとおり共済証紙を購入したので、当該掛金収納書を貼付して報告します。

工 事 名			
契約年月日	年 月 日	請負金額	円
共済証紙購入の考え方からでた参考額	土木一式工事	$\times \frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}}{100} \times$	円
	請 負 金 額 1,000	70%	
共済証紙購入額	その他工事	$\times \frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}}{100} \times$	円
	請 負 金 額 1,000	70%	
共済証紙購入額 円			
(掛金収納書の貼付がないか又は共済証紙の購入額が不足した場合の理由)			
の り し る	掛金収納書(発注官公庁用)貼付欄		

建設業退職金共済証紙購入状況報告書作成上の注意

1 掛金収納書

(1) 共済証紙取扱機関から証紙を購入のうえ取扱機関から交付される発注官公庁提出用掛金収納書（発注者用）を貼付すること。

なお、受注業者が工事の一部を下請に付した場合で下請業者が自ら証紙を購入した場合にはその収納書もあわせて貼付すること。

(2) 契約者記入欄記入方法

① 「発注者名」については、契約書上の発注者を記入すること。なお、下請業者については、元請業者名を記入すること。

② 「元請契約の工事番号および工事名」については、契約書のとおり記入すること。なお、下請業者についても同様とする。

2 建設業退職金共済証紙購入状況報告書

(1) 宛名は契約書上の発注者とする。

(2) 「工事名」、「契約年月日」、「請負金額」は契約書のとおり記入すること。

(3) 購入額欄記入方法

① 「共済証紙購入の考え方からでた参考額」は、「3 共済証紙購入の考え方について」のとおりとし、「工事種類別及び請負金額の当てはまる割合」及び「対象工事における労働者の建退共制度加入率(%)」を記入し、算出すること。

② 「共済証紙購入額」は掛金収納書に記載されている金額（下請業者の収納書がある場合は、それを合算した金額）を記入すること。

(4) 掛金収納書の貼付がないか又は共済証紙の購入額が不足した場合の理由欄記入方法

この報告書に掛金収納書を貼付しなかったり、報告書の「共済証紙購入の考え方からでた参考額」に対し「共済証紙購入額」が不足した場合は、その理由を記入すること。（その理由とは、例えば受注業者が短期雇用労働者を使用せず、自らの従業員を使用して工事を施工し、それらの従業員について何らかの退職金制度を有している（なお、何らかの退職金制度を有している場合は、その名称、契約番号を理由欄に記載すること）又は対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、共済証紙を購入している等である。）

(5) 提出先は工事担当課とする。

3 共済証紙購入の考え方について

共済証紙購入額の把握が困難な場合は、下記に、 $\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}(\%)}{70\%}$

を乗じた値を参考とすること。したがってこの考え方に基づく場合は、受注業者は「対象工事における労働者の建退共制度加入率(%)」を把握すること。

請負金額	工 事 種 別					
	土 木					
	舗装	橋梁等	ズイ道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

請負金額	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000～9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 請負金額は消費税相当額を含む。

(様式第2号)

年 月 日

東松山市長 宛て

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

建設業退職金共済証紙購入状況報告の遅延理由申出書

下記工事に係る共済証紙につきましては、契約後1ヶ月以内に購入し報告することができません。
つきましては工事完成時までのうち速やかに発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙
購入状況報告書を提出します。

工 事 名	
契約年月日	年 月 日
共 済 証 紙 購入予定時期	年 月 日
(共済証紙を購入し期限内に報告ができない理由)	

建設業退職金共済証紙購入状況報告の遅延理由申出書作成上の注意

- (1) 「工事名」、「契約年月日」は契約書のとおり記入すること。
- (2) 共済証紙を購入し期限内に報告ができない理由欄記入方法
共済証紙を契約後1ヶ月以内に購入し建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出できない特別の理由を記入すること。(その理由とは、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等である。)
- (3) 「共済証紙購入予定時期」を記入すること。(なお、様式1号「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を工事完成時までのうち速やかに提出すること。)
- (4) 提出先は工事担当課とする。